

ひみSDGs推進パートナー表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けて、その理念に基づいて自発的に取組を実施するひみSDGs推進パートナー（以下、「パートナー」という。）が、それぞれの目標に向けて意欲を高め、活動を活発にして、市全体でSDGsの達成に向けた活動の拡大を図ることを目的とする。

(表彰の対象となるパートナー)

第2条 表彰の対象となるパートナーは、自らが目指すSDGsの達成に向けて、活動やその成果が顕著なパートナーを表彰する。

(表彰の対象となる取組期間)

第3条 表彰の対象となる取組の期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までの12か月間とする。ただし、本表彰の初回においては、最初のパートナー登録時から令和8年6月30日までの取組を対象とする。

(推薦手続)

第4条 表彰の候補者は、自薦又はパートナー若しくは氷見市行政組織規則（平成30年3月28日規則第8号）第6条及び氷見市教育委員会行政組織規則（昭和56年4月1日教委規則第1号）第5条に基づく課の長（以下、「市課長」という。）の推薦によるものとする。

2 自薦の場合は「ひみSDGs推進パートナー表彰」自己推薦書（様式第1号）、パートナー又は市課長の推薦の場合は「ひみSDGs推進パートナー表彰」推薦書（様式第2号）により、関係資料を添えて、市長に提出するものとする。

3 推薦を受けたパートナーが推薦を辞退する場合は「ひみSDGs推進パートナー表彰」推薦辞退届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、原則として毎回1件とする。

2 市長は、ひみSDGs推進パートナー表彰者選考委員会が選考して推薦した結果を参考に表彰者を決定し、表彰するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。